



配慮意見書

（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書についての名古屋環境影響評価条例第7条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和2年3月2日

名古屋市長 河 村 た か し

（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施にあたっては、当該事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 埋立案では、ボックスカルバートを設置するとしているが、設置位置等の計画が示されていない。したがって、埋立案を採用する場合は、今後の環境影響評価図書でその詳細について明らかにすること。
- (2) 埋立て等に用いる土砂については、搬入量が多くなることが想定されるため、運搬による粉じんの飛散防止及び土砂の性状把握に配慮した工事計画を策定すること。
- (3) 近年、大雨の発生回数が増加傾向にあることから、工事計画の検討にあたっては、大雨による河床に封じ込められた有害物質を含む底質の流出及び拡散の防止に配慮すること。

2 環境影響評価の項目に関する事項

- (1) 事業の実施により、事業実施想定区域における水辺の生態系が消失することから、重要な種等が存在するおそれのある場合は、環境影響評価の項目として植物、動物及び生態系を抽出し、調査、予測及び評価を適切に実施すること。
- (2) 埋立案において、事業実施想定区域外の下流部における流況の変化に伴い、水質・底質及び生態系に影響を及ぼすおそれのある場合は、環境影響評価の項目として水質・底質、生態系及び水循環を抽出し、調査、予測及び評価を適切に実施すること。

3 その他

- (1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

- (2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。